



厚生労働省  
埼玉労働局発表  
平成27年10月30日

担 当	埼玉労働局労働基準部 賃金室
	室長 新井 孝 男
	室長補佐 北 條 力
	電話 048-600-6205

## 埼玉県特定(産業別)最低賃金を13円から15円引上げ

——— 平成27年12月1日から発効 ———

埼玉労働局(局長 田畑 一雄)は、非鉄金属製造業などの6つの産業に適用される埼玉県特定(産業別)最低賃金をそれぞれの産業で時間額を13円から15円引上げる旨の改正決定を本日行い官報に公示しました。

効力発生日は平成27年12月1日です。

埼玉労働局では、改正決定された埼玉県特定(産業別)最低賃金が確実に遵守されるよう周知広報等を徹底することとしています。

### 1 改正決定について

埼玉労働局は、非鉄金属製造業など6つの産業に働く基幹的労働者(注1)に適用される平成27年度埼玉県特定(産業別)最低賃金(注2)について、埼玉地方最低賃金審議会の答申(答申日:平成27年10月1日)に沿って、別表の「埼玉県特定(産業別)最低賃金」のとおり本日改正決定を行い官報に公示しました(効力発生日:平成27年12月1日)。

なお、県内すべての労働者に適用される「埼玉県最低賃金」については、18円アップの時間額820円と改定され、既に平成27年10月1日から効力は発生しています。

この結果、平成27年度の県内すべての最低賃金が改正決定されました。

### 2 埼玉県特定(産業別)最低賃金の周知対策について

埼玉労働局では、埼玉県内すべての労使に改正決定された最低賃金額と効力発生日を周知することを目標に、次の措置を実施します。

- (1) 周知広報用ポスター、リーフレットの作成及び関係機関、事業場への配布
- (2) 県、市町村への広報誌掲載依頼
- (3) 経営者団体・労働団体等の会員(事業場)への周知依頼など

(別表)

## 埼玉県特定(産業別)最低賃金

業 種	現行額	引上げ額	改正額
非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。）	854円	15円	869円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。）	859円	15円	874円
輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業及びその他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）を除く。）	870円	13円	883円
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	870円	13円	883円
各種商品小売業 （百貨店や総合スーパーなどの衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業が該当する。）	821円	13円	834円
自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）を除く。）	869円	13円	882円

(注1) 基幹的労働者とは、次の者を除く労働者のことです。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 製造業については、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者

(注2) 埼玉県内で働く労働者全てに適用される「埼玉県最低賃金」（平成27年10月1日から時間額820円）とは別に、産業別の関係労使が、基幹的労働者を対象に労働条件の向上又は公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金の設定を必要と認めたものに限定して、埼玉労働局長が埼玉地方最低賃金審議会の意見を聴いて設定したものです。（最低賃金法第15条第2項）

なお、基幹的労働者に該当しない労働者には、埼玉県最低賃金が適用されます。